

事務連絡
令和2年2月12日

各検疫所御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて」（令和2年2月4日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

中華人民共和国における発生状況を踏まえ、湖北省に加え浙江省についても14日間の滞在歴を確認することとし、14日間以内に湖北省又は浙江省滞在歴がある者については、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票を検疫所業務管理室へ送付願います。あわせて、14日間以内に湖北省又は浙江省滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

また、各検疫所におかれましては、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いします。

記

1. 質問票は日、英、中、裏面を2アップ両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、印刷した質問票を航空会社（船社）へ持ち込み、機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう依頼すること。
3. 2. の対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。
4. 2. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは船内において検疫官が内容を確認のうえ、湖北省又は浙江省滞在歴の有無を確認すること。その結果、湖北省又は浙江省滞在歴がない場合においては「青い紙」を配布すること。湖北省又は浙江省滞在歴がある場合は「赤い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者のうち、14日間以内に湖北省滞在歴のある者、又は、14日間以内に浙江省滞在歴があり、問診・診察の結果、新型コロナウイルスを疑う場合においては、検査等を実施するとともに、必要な措置を講ずること。
6. 湖北省又は浙江省滞在歴を有する者においては、厚生労働省において、健康状態のフォローアップを実施するため、速やかに質問票を検疫所業務管理室へ送付すること。

以上